

郵便はがき



東京都千代田区霞が関〇〇一〇〇一〇 (事業所所在地) ←印刷

〇〇〇〇〇〇〇 (事業所名) ←印刷

事業主の皆様へ

厚生労働省からの  
雇用保険のお手続き  
に関するお知らせです

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省 職業安定局 雇用保険課 適用係  
03-5253-1111(代) 内線 5760

- 雇用保険の加入手続きをしていただいている従業員数（平成22年7月31日現在）をお知らせします。

平成22年7月31日現在の雇用保険データ		
事業所名：	○○○○○○○○○○○○	←印刷
適用事業所番号：	0000-000000-0	←印刷
被保険者数：	00	←印刷

注：雇用保険データには、一部外字データを使用しているため、本状の事業所名が正確に印字されない場合がございます（事業所名の文字の一部が??となる等）が、データ自体は適切に管理されておりますので御了承ください。

- 労働者を雇用した場合には、その都度、公共職業安定所（ハローワーク）に、当該労働者の雇用保険の加入手続きを行っていただく必要があります（※）。

（※）労働基準監督署に行っていただく労働保険の保険料の申告・納付とは別の手続です。

- 上記の従業員数が実際の従業員数と違っている場合には、加入手続漏れの可能性がありますので、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）へ御連絡・御相談下さい。

- 廃業した場合には、公共職業安定所（ハローワーク）に、当該適用事業所の廃止の手続きを行っていただく必要があります（※）。

（※）税務署に行っていただく廃業届とは別の手続です。

- 廃業したにもかかわらず本状が送付された場合や、本状が複数送付された場合、または所在地と異なるところに送付された場合には、適用事業所の廃止・変更の手続漏れの可能性がありますので、管轄の公共職業安定所（ハローワーク）へ必ず御連絡下さい。

事業主印	代理人印	* 本状の事業主印欄に公共職業安定所への登録印を押印して公共職業安定所（ハローワーク）にお持ちいただければ、いつでも、事業所の雇用保険データを確認していただくことができます（本状の有効期限は平成23年3月31日です。）。
		* 代理人（社会保険労務士等）が確認を行う場合には、代理人印欄に代理人印を押印してください（事業主印、代理人印が押印された本状を代理人が持参することをもって、事業所データの確認に係る委任関係があるものとみなします。）。

印刷→X（事業所区分） XXXXXXXXXXXXXX-XXX（労働保険番号）

## 日頃より雇用保険の適正な届出をいただき感謝申し上げます

- 本状は、全ての事業主の方に送付しています。適正な届出を行っていただいているか、念のため、御確認ください。
- 次のいずれにも該当する労働者は、事業所規模に関わりなく、原則として、全て雇用保険の被保険者となります。
  - ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
  - ② 31日以上雇用する見込みがあること
- 事業主の方は、新たに労働者を雇い入れるつど、その翌月10日までに、公共職業安定所（ハローワーク）に、当該労働者に係る雇用保険被保険者資格取得届を提出しなければならないこととされています。
- 雇用保険被保険者資格取得届を受理した公共職業安定所（ハローワーク）は、労働者が被保険者となったことの確認を行い、その方の雇用保険被保険者証、資格取得等確認通知書（被保険者用）及び資格取得等確認通知書（事業主用）を交付することとなっています。
- 事業主の方は、労働者の方に、公共職業安定所（ハローワーク）から交付された雇用保険被保険者証、資格取得等確認通知書（被保険者用）を確実に手渡していただくようお願いします。
- また、事業主の方は、雇用している労働者の資格取得等確認通知書（事業主用）を持っているかどうかを確認することにより、適正な届出が行われているかを確認することができます。
- なお、万が一、雇用保険被保険者資格取得届を提出していなかった場合でも、原則として、2年前まで遡って加入手続を行うことが可能ですので、速やかに、公共職業安定所（ハローワーク）に御相談ください。更に、平成22年10月1日からは、一定の場合には、2年を超えて遡ることも可能になります（詳しくは、表面左下をめくってご確認下さい）。

## ～雇用保険の加入手続漏れの是正期間が変わります～

- ◎ 平成22年10月1日から、雇用保険の加入手続が漏れていた場合であっても、雇用保険料が給与から天引きされていたことが書面により確認できる場合には、2年を超えた期間についても、雇用保険に遡って加入していただくことができるようになります。
- ◎ 2年を超えた期間について、雇用保険の加入手続が漏れていた場合には、雇用保険料が給与から天引きされていたことが確認できる、次のいずれかの書面を添えて、加入手続を行っていただくことが必要です。
  - ① 給与明細
  - ② 賃金台帳
  - ③ 源泉徴収票
- ◎ なお、遡って雇用保険の加入手続を行っていただく期間において、労働保険の手続きが適正に行われていなかった場合でも、その期間の雇用保険料を納付することができるようになりました。加入手続とあわせて納付をお願いします。

### ◇次の点に御留意ください◇

- 次に掲げる方が対象となります。
  - ☆ 在職中の方
  - ☆ 平成22年10月1日以降に離職した方
- 平成22年10月1日よりも前に離職した方については対象となりません（離職後1年以内に雇用保険を受給せず被保険者資格を取得した方については、その時点から、新たに対象となります。）。
- 過去に雇用保険を受給している方については、それ以前の期間については対象となりません。
- 2年以内の期間については、これまでどおりの取扱い（雇用契約書、労働者名簿及び賃金台帳等雇用されていたことが確認できる書面により確認できる範囲内において遡ることとなります。）に変更はありません。